

議事日程第2号

令和3年9月3日(金)

第1 市政一般に対する質問

進 藤 優 子

米 谷 勝

佐々木 克 広

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18人)

1番 中 田 謙 三	2番 笹 川 圭 光	3番 畠 山 富 勝
4番 伊 藤 宗 就	5番 鈴 木 元 章	6番 佐々木 克 広
7番 船 木 正 博	8番 佐 藤 巳次郎	9番 小 松 穂 積
10番 佐 藤 誠	11番 中 田 敏 彦	12番 進 藤 優 子
13番 船 橋 金 弘	14番 米 谷 勝	15番 三 浦 利 通
16番 安 田 健次郎	17番 古 仲 清 尚	18番 吉 田 清 孝

欠席議員(なし)

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	岩 谷 一 徳
副 事 務 局 長	清 水 幸 子
局 長 補 佐	三 浦 大 作
主 査	中 川 祐 司

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	理 事	佐 藤 透

総務企画部長	八 端 隆 公	市民福祉部長	伊 藤 徹
観光文化スポーツ部長	小 玉 博 文	産業建設部長	田 村 力
企業局長	佐 藤 孝 悦	企画政策課長	杉 本 一 也
総務課長	湊 智 志	財政課長	鈴 木 健
税務課長	佐 藤 淳	福祉課長	高 桑 淳
生活環境課長	畠 山 隆 之	健康子育て課長	湊 留美子
観光課長	長谷部 達 也	男鹿まるごと売込課長	沼 田 弘 史
農林水産課長	鎌 田 重 美	建設課長	薄 田 修 一
病院事務局長	三 浦 大 成	会計管理者	平 塚 敦 子
教育総務課長	太 田 穰	学校教育課長	加賀谷 正 人
監査事務局長	佐 藤 静 代	企業局管理課長	三 浦 幸 樹
選管事務局長	(総務課長併任)	農委事務局長	(農林水産課長併任)

午前10時00分 開 議

○議長（吉田清孝） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（吉田清孝） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 市政一般に対する質問

○議長（吉田清孝） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

12番進藤優子議員の発言を許します。12番

【12番 進藤優子議員 登壇】

○12番（進藤優子議員） 皆様、おはようございます。

傍聴席の皆様、朝早くから大変にお疲れさまでございます。市政に関心を持たれて傍聴にいらしていただいたことに、敬意を表したいと思います。

一般質問トップバッターを務めさせていただきます進藤優子でございます。通告に従いまして順次質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

1項目め、公共施設の樹木の適正な維持管理について。

緑が身近にある環境は、美しい景観をつくるだけでなく、住む人に潤いと安らぎをもたらします。美しい自然や心地よい景観を実現するためには、景観を守り、つくるとともに、良好に育てていくことが必要です。

国土技術政策総合研究所の調査によると、国や自治体などの管理する街路樹は、1987年は約371万本、2002年には約679万本と倍近く増加し、その後はほぼ横ばいで推移し、今後は大きく成長した街路樹の維持管理に重点が置かれることが予測されると指摘しています。

本市においても、沿道の樹木が大木化し、太い枝を短く切り詰めたり、多くの枝や根を切り落とす強剪定により、本来の樹形を壊した形となっていたり、樹木の根や幹が腐朽して倒木する恐れや、肥大化した根により道路が浮き上がるなどの問題が見受けられます。

台風や豪雨などで倒伏等が発生すると、道路利用者や周辺の建築物などに被害を及

ばす危険性が非常に高くなっています。各所で大木化、老木化によるトラブルが目につくようになってきています。街路樹の大木化などによる根上がりで道路や歩道に亀裂が入り、舗装がでこぼこになり、歩行障害とならないよう、また、成長した枝葉が道路標識などを塞がないようにさせるための適正な維持管理が必要ではないでしょうか。

自治体の中には本格的な調査や対策に乗り出したところもあり、倒木の恐れがある樹木が予想以上に存在することが分かってきています。高知市では、2015年11月に街路樹が風もないのに倒れる事故が起きています。植栽されて40年のプラタナスは、根元が腐り、幹には空洞ができていました。市は、植栽されてから25年以上たつ街路樹の緊急点検を実施、その結果、倒木の恐れがある木が156本も見つかり、多くを伐採しています。

本市でも老朽化している樹木も少なくないと考えられます。沿道、公園の樹木、公共施設に植栽されてから長い年月がたつ樹木の維持管理はどのようにされているのか。定期的な巡回、診断がされているのか。市民生活の安全・安心のためにも、樹木の維持管理計画を策定して計画的な管理が必要と考え、以下、質問をいたします。

- 1、樹木の維持管理はどのようにしているのか。
- 2、定期的な巡回、診断がされているのか。
- 3、樹木の維持管理計画策定の必要性について。

2項目め、高齢者の見守りについて。

高齢者の一人暮らしは増加の一途をたどっています。高齢社会白書によると、2015年時点で65歳以上の一人暮らしは約593万人、2025年には約751万人に達すると予測しています。近年は、人口減少や少子化の進行、生活スタイルの多様化に伴って地域社会の機能や世帯構造が大きく変化しており、今は一人暮らしでない方も、子供の独立や配偶者との離別や死別などによって誰もが当事者となりうる身近な問題です。地域のつながりが希薄化してきている中で、社会的孤立や健康状態の悪化等が懸念されます。

コロナ禍が長期化し、高齢者の見守り支援もこれまでと同じ方法では難しいと、一人暮らしの高齢者とのつながりを保つ試みが進んでいます。

大阪府阪南市社協では、市内の一人暮らしの高齢者につながりニュースレターを発

送。手紙には、家でできる体操や持ち帰りメニューのある飲食店、様々な相談窓口情報を掲載し、中学生ボランティアの写真入りメッセージも添え、家に閉じこもりがちで会話できずにいる高齢者を励ましました。封筒には生活状況を把握するための返信用はがきを同封。体調変化や外出回数のアンケート欄、困り事を自由に書ける欄を設け、健康面の調査にも努め、元気がないと思われる人にはこまめに電話したり、インターホン越しで言葉を交わすなど、見守りを強化しています。

福島県浪江町では、昨年5月、約2か月間、誰にも気づかれずに男性が亡くなるという痛ましい孤独死がありました。病院として新型コロナウイルスの感染拡大による近隣との交流の停滞や、見守り活動の制限が挙げられています。死亡事故を受け、町社協は、コロナ禍でも離れた場所から電球の点灯情報で一人暮らしの高齢者を常に見守り支援ができる、見守り電球を活用しています。見守り電球は、毎月のコストが数百円で、SIMカードが内蔵されたLED電球を日常的に使用するトイレなどに取り付けるだけで、点灯情報が社協の福祉担当者に通知が届くという仕組みです。人的見守りとともに、このような最新のIoTを活用した見守りの導入を検討する必要があると考え、以下、質問いたします。

- 1、コロナ禍における、本市の高齢者の見守り活動の現状は。
- 2、IoTを活用した「見守り電球」の導入について。
- 3項目め、3歳児健診における視力検査について。

人の視機能は、3歳頃までに急速に発達して、6から8歳頃に完成し、生涯の視力が決まります。3歳児健康診査は、視力の発達の遅れ、弱視やがん疾患を早期に発見して治療につなげるための重要な機会となります。

平成3年に3歳児健診に視覚検査が導入され、全国の自治体で視覚検査が始まりましたが、一次検査が家庭で行われること、3歳児では視力検査時の応答が正確ではないこと等により、健診の受診率が高いにもかかわらず、多くの弱視が見逃されてきたとも言われています。

日本弱視斜視学会のホームページには、「弱視という言葉は、通常の教育を受けるのが困難なほどの低視力という意味で一般的に使われていますが、医学的には視力の発達が障害されて起きた低視力を指し、眼鏡をかけてもよく見えない状態を弱視と呼ぶ」と記載されています。もともと人は生まれたときからはっきり物が見えているの

ではなく、生まれた後に外界からの適切な視覚刺激を受けることによって発達します。外界からの刺激によって脳の神経回路が集中的につくられる時期のことを感受性期と言いますが、人の視覚の感受性は、生後1か月から上昇し始め、1歳半頃にピークに達し、その後、徐々に減衰して、大体8歳頃までに消失すると考えられています。視覚の感受性期がピークを過ぎると、治療に反応しにくくなるため、弱視の治療効果にも影響しやすい時期と言えます。

平成29年4月7日付、厚生労働省通知「3歳児健康診査における視力検査の実施について」には、次のようにあります。「子供の目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健康診査において、強い屈折異常、遠視、近視、乱視や斜視が見逃された場合に治療が遅れ、十分な視力が得られないとの指摘がなされています。また、そのことを周知すること」との記載があります。

視力は、成長に伴って発達し、6歳で大部分の子供が大人と同じ視力を持つとされていますが、正常な発達が妨げられると弱視になります。しかし、視力の発達時期に早期治療を開始することで、視力の大幅な回復が期待できるそうです。

現在、本市における視力検査は、ランドルト環を用いて各家庭で実施し、結果を健診時に持参すると伺いました。弱視の子供は、もともと見えにくい状況が当たり前として育っているため、見えないとか見えにくいというように訴えることがほとんどないそうです。視力検査がうまくできなかつた場合や異常を見逃す可能性、子供がうまく答えられなかつたり、検査をすり抜けてしまうこともあります。3歳児健診における視力検査は、見る力が発達するこの時期に将来を見据えた上で治療を開始できるか否か、重要な節目になるのではないのでしょうか。

また、3歳児健診における視力検査は、視力の検査のみではなく、近視、遠視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不同などを見つける機会となり得るため、屈折異常検査の大切さについて、保護者へさらなる啓発が必要ではないのでしょうか。3歳児健診について、日本小児科眼科学会では、視力検査に加えて、フォトスクリーナー等を用いた屈折検査の実施を奨励しています。また、厚生労働省は、先月13日、眼鏡をかけても視力が出ない弱視を予防するため、屈折検査を3歳児健診に導入するよう、全国の市区町村に促す方針を固めました。高額な検査機器を購入する市区町村への補助制度を来年度に創設する考えです。本市においても、3歳児健診に屈折検査機器を導入すべ

きと考え、以下、質問いたします。

- 1、3歳児健診で弱視の見逃しは起きていないか。
- 2、保護者への屈折異常検査の重要性の周知、啓発について。
- 3、3歳児健診に屈折検査機器の導入を。
- 4項目め、色覚特性を持つ子供への配慮について。

色覚は、色を感じ取り、見分ける力で、人によって違いがあります。色覚に異常があると、赤色が青色や灰色に見えたりするそうです。色覚異常は、先天性であれば治りませんので、その対応が重要になってきます。本人はもとより、周囲の人が認識することで、様々な対応が可能となります。

2003年度に学校保健法が改正され、それまで小学校4年生で実施されていた色覚検査が必須でなくなりました。それ以降、ほとんどの小学校で色覚検査が実施されず、現在、22から23歳以下の若者の多くは、色覚検査を受けたことがありません。しかし、日本人の色覚特性の割合は、男性の20人に1人、女性の500人に1人は、保因者であると言われていています。現在、その人たちが成長し、いざ受験や就職という場面で、初めて自分の色覚特性を知り、非常に困惑し、進路の変更を余儀なくされる事例が少なからず報告されるようになりました。そのため、学校保健安全法が再度一部改正され、2016年度より、児童生徒等が自分自身の色覚の特性を知らないまま不利益を受けることのないよう、保健調査に色覚に関する項目を新たに追加するなど、より積極的に保護者等への周知を図る必要があることとされました。

本市における小・中学校での色覚検査の実施状況をお伺いいたします。

また、学校において通常使われているチョークの色は、色覚特性がある子供には区別が付きにくい場合もあります。先生方は、子供たちに伝わりやすく、分かりやすい板書を工夫されていると思います。板書は授業の内容を整理して理解し、考えるために大切です。しかし、黒板に書いた文字が子供たちに見えていなかったとしたら、それは子供たちにとっても先生にとっても大きな問題です。子供たちの学習意欲にも関わる、とても大切なことであり、色覚特性に影響されない学習環境を整えることは重要なことです。

学校教育の現場において、色覚に配慮したカラーユニバーサルデザインの認証を受けたチョークを導入すべきと考えますが、見解をお伺いして質問といたします。

○議長（吉田清孝） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 皆さん、おはようございます。

進藤議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、公共施設の樹木の適正な維持管理についてであります。

公共施設の樹木は、良好な景観形成により市民に潤いと安らぎを与えるほか、大気の浄化や災害時には火災の延焼を防ぐなど、都市環境の観点からも重要な緑であります。

その維持管理につきまして、市では現在、街路樹にあつては、剪定作業を年1回実施するとともに、日常の道路パトロールでの確認や、市民からの連絡があつた際には、現地調査を実施して状況の把握と適切な処理に努めております。

また、規模の大きい公園の樹木については、定期的に剪定作業や薬剤散布などを行っているほか、小規模な公園については、維持管理をお願いしている町内会や男鹿市シルバー人材センターなどからの通報により、適宜適切に対応しております。

そのほか公共の建物等に附帯している樹木については、日頃から職員が確認し、緊急性がある場合は業者へ依頼し対応しております。

こうした樹木の中には、議員の御指摘のとおり、植栽してからの年数が経過し、老木化や大木化が進んだり、健全に生育していないものもあり、腐朽による倒木の危険性の高まりなど、市民生活に支障を及ぼすことも懸念されます。

このため、樹木のみの特化した維持管理計画の策定は考えておりませんが、個別施設計画の自主点検マニュアル等に、樹木に関する項目を新たに設け、より一層適切な維持管理に努めてまいります。

御質問の第2点は、高齢者の見守りについてであります。

まず、コロナ禍における本市の見守り活動の現状についてであります。本年7月時点における本市の一人暮らしの高齢者は1,823世帯、一人暮らしではないものの世帯員が高齢者のみの世帯は1,867世帯となっております。

こうした世帯にあつては、健康や生活などの面で様々な問題を抱えていることから、市では、男鹿市社会福祉協議会や民生委員等と連携しながら、地域を挙げて見守り活動に取り組んでおります。

具体的な取組として、市では、急病などの緊急時に警備保障会社へ救助を求めることができる緊急通報サービス事業や、安否確認を兼ねて夕食を届ける配食サービス事業を行っております。

社会福祉協議会では、本年3月、65歳以上の一人暮らしの高齢者の方に、コロナ禍での生活状況を確認するためのはがきを同封した「励まし便り」を送っております。返信のあった方には、電話相談や関係機関と連絡調整しながら、在宅での生活を支援する福祉サービスの提供につなげております。

また、民生委員においては、コロナ禍にあっても訪問活動や電話相談を継続的に実施しております。

さらに、日本郵便株式会社やヤマト運輸株式会社と連携協定を締結し、各社が持っているネットワークを活用して、高齢者の見守り活動に御協力をいただいているところであります。

なお、議員の御提案のIoTを活用した「見守り電球」の導入につきましては、通知を受けた際に、迅速かつ確実に対応できる体制づくりや、その対応を民間会社に委託した場合、利用者の費用負担が発生するなどの課題もあり、需要自体があるかどうかを含め、市としては慎重にならざるを得ないと考えております。引き続き、他市町村での導入・普及状況等を注視してまいります。

「見守り活動」は、高齢者が安心して在宅生活を継続していく上での基盤となるものです。今後とも新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底しながら、関係機関や民生委員等地域の力を結集し、オール男鹿の体制で取り組んでまいります。

御質問の第3点は、3歳児健診における視力検査について、まず、弱視の見逃しについてであります。

本市の3歳児健診での視力検査は、基本的に、まずは各家庭においてランドルト環を用いて検査を行ってもらい、「おかしいな」と思ったら健診時に相談してもらうこととしております。また、家庭での視力検査がうまくできなかった場合には、健診時に保護者に代わって保健師が検査を実施しております。

その検査において、視力に異常があると判断した場合には医師の診察を受け、必要に応じて精密検査の紹介状を渡しております。

精密検査においては、検査の実施の有無とその結果についても把握に努めており、

こうした一連の取組によって弱視の見逃しはないと考えております。

次に、屈折異常検査の重要性の周知・啓発についてであります。

弱視に加えて3歳児健診においては、近視、遠視、乱視など、屈折異常検査でなければ見つけることができない目の異常も考えられることから、子供の視力に不安を抱く保護者に対しては、専門の医療機関を受診するよう助言しております。

屈折検査機器の導入につきましては、屈折異常の判断には極めて高い専門性が求められることから、3歳児健診において確実に、かつスムーズに検査を行うことができるか、また、検査結果に相応の責任を持てるかという観点から、国の方針や他の市町村の動向を見ながら検討してまいります。

色覚特性を持つ子供への配慮に関する御質問については、教育長から答弁いたします。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 鈴木教育長の答弁を求めます。鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） おはようございます。

教育委員会の所管に係る御質問にお答えいたします。

御質問の第4点は、色覚特性を持つ子供への配慮についてであります。

まず、本市における小・中学校での色覚検査の実施状況についてであります。

小・中学校の色覚検査については、平成26年に文部科学省からの通知を受け、市内全ての小・中学校において保護者に色覚検査の希望の有無を確認し、希望者を対象として実施しております。

検査の実施に当たっては、児童生徒の人権やプライバシーに配慮しながら、養護教諭が保健室等で個別に実施しております。

なお、検査を受けた児童生徒の中で、色覚特性があると思われる場合は、進学・就職等で不利益を受けることがないように、医療機関への受診を勧めているところであります。

次に、ユニバーサルデザインの認証を受けたチョークの導入についてであります。

市内の小・中学校では、従来から使用されているチョークを使用しておりますが、板書に当たっては、見えやすい白と黄色を基本とし、赤や青は文字の囲みや文章の

アンダーライン等で使用するなど、児童生徒にとって見やすい板書構成になるよう心がけております。

カラーユニバーサルデザインの認証を受けたチョークは、通常のチョークよりも色の鮮やかさや明るさの度合いが高く、色の認識がしやすいチョークであることから、教育委員会といたしましては、全小・中学校に対し、カラーユニバーサルデザインの認証を受けたチョークを積極的に導入するよう、働きかけてまいります。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 再質問ありませんか。12番

○12番（進藤優子議員） ありがとうございます。

1項目めの公共施設の樹木の適正な維持管理についてから少し質問をさせていただきたいと思います。

街路樹については、年1回、剪定、また通常のパトロール、また市民からの連絡情報で把握をして、その都度対処いただいているということでもございました。定期的な管理をしていただいて、それに対処していただいているのであれば、余りこう目につくところはないものなのかなというふうな感じもするわけでありますけれども、現実にはそうではないのかなというような感じもしております。

まず、市内を走っている道路は、国道、県道、市道があるので、それぞれ管理者が違うということもあって、なかなか一元的な管理というのは難しいのかなとは容易に考えられるんですけれども、それでも、気になっているところとか、通報のあったところ、市民からの通報・情報も呼びかけはホームページ等でも記載されておりますので、そういったところに入ったものは順次していただいているのかなという気はしておりますけれども、ただ、その公園、大小公園あるんですけれども、大きな公共施設であったり、大きな公園であったり、割と管理が行き届いているのかなというような感じもいたします。ただ、先ほど、小さい公園等に関しては、シルバーであったりとか、町内であったりとか、いろんな部分でこう声をいただいてからというような形だというお話がございました。しかし、ある公園とか、市内を回っていると、そこからやはり道路に非常に伸びてきている、長くなった木っていうものが非常に目につくなと、こう私は感じております。で、例えば市民だったり、シルバーの方であったりとか、ここがってということで情報が来たとしてです、来たとして、その対処っていうの

は、やっぱり言われたところだけっていうか、一部分だけっていう形があるのかなというふうに思っております。非常に伸びているところだけ、例えば木を切っていただいて、それ以外っていうか、言われたところ以外はそのままになっていて、また次の年度もまたここが気になるよというふうな形に、私も声をいただきます。で、いずれ予算がある中での整備になっていくと思いますので、そこを重点的にという形にはなかなかいかないものかもしれないですけども、毎年毎年毎年っていう形で少しずつっていうのが、本来はそれが理想なのかもしれないですけども、言ったところが次の年にはまた同じように伸びてくるような形の管理っていうのはどうなのかなっていう声もいただいております。

で、パトロールで、例えば気になるところ、そういったものも、気になったところ全てがやっぱりできるかという、予算的なものもあるので難しいのかなと思いますけれども、これ樹木の管理とかに年間というか、どのぐらいの経費をかけれるものなのか。かけたことによって、いっぱいある全体を網羅する中で、かけれる費用というのはどのぐらいのものなのかなっていうふうな、そこを少しお聞きしたいと思います。

あと、管理計画策定は、全般的に策定ではなくて、公共施設の管理に樹木を位置づけていくというふうなお話がありました。そういった形で樹木を位置づけていって、計画的に進めていくという形をとっていただくことで、かけれるお金がどこにかかるのかっていうふうな形、市民にも見えるような形にもなってくるのかなというようにも思うわけですけども、その体制を市民から見て分かりやすくっていうか、より効果的な管理が可能になるのではないかなということで、今回その維持管理の策定をということをお話しさせていただいたんですけども、そこら辺の考え方をもう一度伺いできたらと思います。

高齢者の見守りについてですけども、社協のほうで本年3月、「励まし便り」を送っているというようなことがございました。本当に長引くコロナ禍の中で、人と話をするのがなかなかままならないような方々がたくさんいらっしゃる中で、こうしたものは、送っていただいたほうは非常にありがたいというか、元気になるような形がするので、非常にこう進めていただいているということで少し安心いたしました。

ただ、先ほど申しましたが、これまず1回だけで終わるのか、定期的にこうやって

いただくのかということも、また受け取る側にしてみると、1回来たよりは、またその後どうなったのかみたいな、「励まし便り」みたいなものを、ある程度の定期的な、このコロナ禍が長引いてる中で、そういったことはまた元気なものにつながっていくことにもなると思うので、そうしたものを継続性をもってやっていかれるのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

また、本市では、緊急通報装置や配食サービスであったりとか、いろんなものをまず今やっていただいて、様々つながりを持っていただいている部分であろうかとは思いますが。また、郵便局であったりとかヤマト運輸、民間のほうとも連携しながら、事業者のネットワークを生かした見守りもしていただいているということで、その点もまず安心はするわけですけれども、こういった高齢者が増加している中で、見守りを兼ねた事業というのはニーズが高まっていくのではないかなというふうに感じます。で、今、先ほど来話してますけれども、コロナウイルスのワクチンの接種が進んでいるとはいえ、今、人と会うこと自体を極力避けて、家に閉じこもっているという方々が増えております。昨日、町内のほうで花壇の草取りということで行って、久しぶりに顔を合わせた方々が、家から出て、人と話しすることがないので、こういうのがあると本当にうれしいねというふうな話もされておりました。で、天気もよかったので、なべっこでもしたいねって。でも、今はできないねっていうふうなお話であったんですけども、人と話をすることを求めているも、なかなかやっぱりできない状況があると思います。

そうした中で、この見守り電球、今のところ利用者の負担が発生することも考えられるので、慎重にならざるを得ないというふうな市長のお話でございましたが、この見守り電球、まず電球をつけていただくだけでそれら一元的に管理できるっていうことで、三つの利点があるとされております。まず一つは、設置の簡単さ。二つ目は、プライバシーの配慮。電球から送られるのは、電気がついた点灯情報のみですので、見守り対象は個人情報を見られる心配がなくて、心理的負担が軽減するというようなこともあります。三つ目は、生活のリズムの把握っていうか、点灯情報を常時チェックすることで、異常をいち早く察知し、訪問するなどの対応が可能になるっていうことです。

先ほどの緊急通報装置、具合が悪くなったら多分押していただくような形になるん

ですけども、押すことさえできないというようなことも想定されるのではないかなというふうに思っております。

で、このIoTを活用した人的見守りに加えて、IoTを活用したものっていうのは、福祉分野におけるデジタル化のいい例なのかなっていうふうな、そんなことも感じております。で、孤立しやすい状況にある一人暮らしの高齢者や、何かあったとき押すこともできない、そうした方々の命を救う手段にもなり得るのではないかなというふうな感じがしております。

で、これまず、例えばつけていただいた方々、それは一目で状況が分かるっていうふうな、使いやすいシステムというようなお話も伺っておりますので、他市町村の状況を見ながら、ニーズとかもいろいろっていうことがございましたけれども、様々な分野で御検討をして皆さんを見守っていくというような形を、人的もプラスの部分で、緊急通報装置もつけていない方々も多いのではないかなって思う中で、こういったこともまた考えていくのも必要なのではないかなというふうに思っておりますので、その辺についてももう一度お伺いしたいと思います。

3歳児健診における視力検査についてですけども、ランドルト環を使用して家庭でやってきてもらってる。見逃しはないっていうことでしたので、それはそれでありがたいなと考えるわけですけども、実際にランドルト環検査をして、異常が見つからなかった方でも、こういった屈折検査機器を取り入れたところでは、今まで見つからなかった方がやはり見つかっているというふうな現状もございます。2019年の6月にこれを導入した八戸市では、導入後の2か月間で、391人を検査をしたんですけども、そのうち精密検査が36人、28人が精密検査を受診して、13人が要治療と結果が出たそうであります。

この屈折検査機、フォトスクリーナー等を用いた検査っていうのは、手持ち自動判定機つきフォトスクリーナー装置というもので、一眼レフぐらいの大きさだそうです。で、カメラで撮影するように、子供の目元を映し出して、屈折異常や斜視など両目の状態を発見するスクリーニングの効果も高く、母親の膝に座ったままでの検査が可能ということで、受診者の負担が少ないことが特徴だそうです。で、6か月齢以降の乳幼児から成人まで、近視、遠視、乱視、不同視、斜視、瞳孔不同の検査を短時間、本当数秒なんですけれども、負担もなく検査が可能で、眼科医や視機能訓練士な

どの専門職でない方でも検査を実施することが可能であると言われております。先ほど市長は、極めて高い専門性が求められるというお話でしたけれども、これ、そういう方でなくても実施することが可能で、子供たちには数秒間、小鳥のさえずりのような音がするカメラに似た機械を見つめてもらうだけで、負担もなく検査を受けることができ、結果は自動的に数値で示されて、スクリーニング成功率は97パーセントとされているというようなこともございます。

この目の弱視、早く治療すると回復が期待できるわけです。で、今やってるランドルト環検査、本市だけではなくて、大概是ランドルト環検査のほうが主流になっていると思われませんが、従来の3歳児の視覚検査の方法では、弱視や視覚異常の子供を100パーセント発見することはなかなかやはり困難なのだということもございます。3歳というと、やっぱり個人差もいろいろあって、お話を上手にできる子供、言ったことをしっかり理解できる子供など、個人差も大きいと思います。その中で、保護者が何となくおかしいなということに早く気づいてあげられればいいんですけども、それができなかった場合、できなくて、小学校の就学前の健診等で目の異常が見つかって、それから弱視であることが分かって、その段階で治療用の眼鏡をかけても、なかなかその視力は余り回復してこないのだと。早い時期にやることが大切なのだと。そうして小学校にあがるときにそれが分かったお母様が病院で治療を受けた際に、眼科の先生から、もっと早い段階で気づいて治療を開始できていたら、視力が上がる可能性は違ってきていたのではないかっていうお話をされたっていうお話を伺いました。そうすると、親は何か自分はどうしてもっと早く気づいてあげられなかったのかとか、いろいろ責めたりとかっていう部分が出てくるものです。そういったことを防ぐためにも、こうした機械をまず導入して、見逃しは今の段階ではないとおっしゃいましたが、機械で検査することによって、確実に今よりは二次検査なのか、あ、引っかかる、引っかかるというか、そういう検査をする子供さんが増えてきて、仮に見つかったとしたら早い治療ができる。それは子供の将来を守ることにもつながっていくのかなというふうに思いますけれども、それぞれの自治体や国の動向を見てっていうことでもございましたが、補助金のあるなしにかかわらず、子供たちの未来を守る取組を男鹿市としてはぜひ進めていただきたいと思います。そこら辺ももう一度お伺いしたいと思います。

色覚特性を持つ子供への配慮についてでございますが、小学校で希望者に対して、希望の有無を確認して今行っていただいているっていうことでございます。県内の中でも、この検査、全小・中学校に行ってる市とかもございます。確かに人格、プライバシーに配慮してっていうその部分が非常に大きな部分になってきて検査がなくなって、また始まったっていうふうな経緯があったということも承知しておりますけれども、今、じゃあその希望者がどれくらいいるのか。この検査の重要性っていうものを親御さんたちはどれくらい認識して、今、検査の状況に至っているのか。そこら辺をもう一度お伺いしたいと思います。

2点目のユニバーサルデザインのチョークは、使用するように心がけて、働きかけていくっていうことでございます。検査全員してないということは、どなたがその中に特性の方がいらっしゃるか、いらっしゃらないか分からないという形になると思いますので、まず全部をやっていただくってのが一番いい部分だとは思いますが、先ほども申し上げたように、これ本人がそうだとすることを知らないで、就職であったりとか進学であったりとか、そこでやはりそのことに気づいてしまって、ショックというか、いろいろ影響を受けてる方がいらっしゃるっていうことも事実で、それがあつたがために、また検査を希望する方っていう部分ではあるんですけども、検査をっていうことになったと思います。現在の希望する、今先ほど、どれくらい受けてるのかっていうことを今お聞きしましたけれども、それで状況的としては足りているのかっていうとあれですけども、十分なのかどうなのかっていう部分をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） おはようございます。

私のほうからは、公共施設の樹木の維持管理に関して、街路樹、公園を中心にお話しさせていただきます。

まず、議員御指摘のとおり、通常のパトロール、あるいは維持管理、その部分において、まだまだ十分ではないのではないかと御指摘かと思われま。

御指摘のとおり、なかなか及ばない部分はあるかと思ひます。ただパトロールにしても、管理にしても、ある程度、年間を通して樹木なり植栽を管理してるわけで、そ

の中でその状態を一番よく確認できる、そういったふうに認識しております。

また、パトロールに関しては、ある程度、限られた人員、予算の中でになりますので、十分パトロールができていないかといえ、なかなか及ばない部分も当然あるかと思っております。ただ、先ほど御指摘あった、毎年同じような場所をやっているんじゃないか、そういった部分に関しては、今後もパトロールに関しても、重点的にその部分の回数を増やすとか、通常の維持管理の中でデータとして残しておいて、その辺を重点的によく見ましようとか、そういった部分で対応できればと思っております。

また、道路、街路樹の管理に関しましては、おっしゃるとおり国道、県道、市道ございますけれども、これに関しましては、当然、市も県と協調し常に情報を共有しながら、何かあればお互い連絡し合って、そういった部分での対応となっておりますので、御理解いただければと思っております。

あと、公園に関してですけれども、公園の長寿命化計画というものがございます。こちらのほうは、建設所管の部分で都市計画公園のみ対象とした計画にはなっておりますけれども、この計画、現在、平成24年から今年度までの計画期間でございました。それで、来年度以降、改訂なり改正になるんですけれども、その中で、今度植栽の部分も記載といたしますか、項目管理の部分に記載した上で、こういったものを準則といたしますか、参考に、他の普通の公園施設も管理していただく、そういった形にしていければいいのではないかと考えております。

それで、予算の話でございましたけれども、建設所管の部分で道路に関しては、年間35万2,000円、こちらのほう街路樹の剪定ということで、50本ほどを想定して予算措置しております。あと、公園のほうですけれども、都市公園のほう対象になりますけれども、害虫防除、あるいは木の剪定、倒木の処理ということで、合計で82万5,000円、こちらのほう今年度予算措置しております。

いずれにしても、公共施設というものは地域の方々が利用される部分でございます、なかなか職員がその都度見回るといよりは、むしろふだん御利用、あるいは近隣の市民の皆様が見守っていただくといえますか、そういった何か変わったことがあれば、遠慮なく市のほうなり出張所なり御連絡いただく形で、市民の皆様からも景観なり安全を見守っていただくといった市民の意識の醸成といえますか、そういった機運があれば、その地域の景観なり維持していく上で、よりよい環境になっていく

のではないかなど、そのように考えてございます。

私からは以上でございます。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） 私から、高齢者の見守りについて、それから3歳児健診の視力検査の件についてお答えしたいと思います。

まず、高齢者の見守りについてでございますけれども、社会福祉協議会のほうで出しました「励まし便り」、こちら今年3月ということで令和2年度の事業だったわけですが、今年度も社協のほうでは出したいというお話でございます。また、来年度以降ですね毎年予算化して実施していきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

もう一点、見守り電球についてでございます。

いろいろ利点があるというお話をさせていただきましたけれども、結局、その電球から発せられたメッセージなり信号なり、そういったものを受けて、その後どういうアクションを起こすかということが最も大事であろうと思っております。現在の緊急通報装置の仕組みの中に、こういった見守り電球のようなものを組み込むことができるのかどうか、そういったことについて、この後研究してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

もう一点、3歳児健診時における視力検査についてでございます。

現在は、子供の目の見え方について不安を持ってる保護者の方、あるいはランドルト検査でどうもうまくできなかった、そういったお子さんに対しては、健診の会場に必ず小児科の先生がいらっしゃいますので、その小児科の先生のほうと相談の上、専門の眼科を受診するようというところで専門医のほうにつないでいるという対応をしております。この方法で、特に問題ないと思っはいるのですけれども、先ほど議員のほうから、これまで見つかっていなかったものも見つかったと、そういったお話もございますので、ただ、屈折異常検査機器、単に導入するだけではなくて、検査するための部屋、半暗室、半分暗い部屋ですね、こういったものの施設が必要でありましたり、また、その検査するために人手がまたかかり増しになってまいりますので、他市の状況等見ながら、導入についても検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞ

よろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） そうすれば私のほうからは、市長の答弁の中にありました個別施設計画の自主点検マニュアルに組み込んだ考え方というところの部分を答弁させていただきたいと思います。

このマニュアルというものは、施設の自主点検を行うためのマニュアルでございまして、その中に樹木の点検項目を加えることによりまして、より一体的な管理ができるというところを考えまして、そこの部分を追加させていただいたということでございます。今までであれば樹木等というのは、どちらかという別々な管理というところではございましたが、その計画に加えることによって一体的な維持管理ができるというふうに考えまして、点検マニュアルに加えたものでございます。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 再質問にお答えいたします。

初めに、色覚検査の希望者の状況でございますが、小学校ではある程度検査を希望する保護者がございますが、中学校ではゼロないしは一人、二人といったような状況でございます。

保護者の検査に対する重要性といいますか、色覚特性についての理解ということになります。学校では、色覚検査の実施ということで、校長名で色覚検査希望調査表を保護者のほうに配布しております。その内容には、かなり色覚特性についての、例えばそのことにより、議員御指摘のように、将来進学ですとか就職等に不利益を講じることがないようにですとか、通常の学習にも支障を来たす場合があるということで、かなり丁寧な調査表を保護者に配布をしている状況でございます。小学校の特に低学年の子供については、本人が色覚特性があるということを認識できない状況がありますので、そういった場合は、教員がどうもこの子供は見え方が少しほかの子供たちと違うというようなことを確認することができますので、そういった場合は、保護者のほうに色覚特性ということについての情報を送りまして、状況によっては専

門医のほうの受診を受けるようにというような形で、早い段階で子供の色覚特性にもし何らかの異常があると疑われる場合は、子供の状況を見ながら保護者への対応も行ってるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） さらに質問ありませんか。12番

○12番（進藤優子議員） 樹木の適正な維持管理については、一体的な維持管理をしていくってというようなお話がございましたので、まずそれを進めていっていただきたいと思うものですが、先ほど予算的なものをお伺いしたら、なかなかそんなに進めるだけの予算は足りていないなっていうふうな、少ないなっていうことを非常に感じました。この少ないものを増やせるのかどうか分かりませんが、まずあるものをより効果的な形で使っていただけたらと思います。また例えば街路樹が信号を塞いでいたりとか、市民の皆様には重大な危険が及ぶようなことがないような形で、できるだけ早め早めの管理を進めていただけるようにしていただけたらと思います。

高齢者の見守りについてですけれども、社協のほうでこれから第2弾とか、令和3年度もまた「励まし便り」を送っていかれるということでしたので、継続的な形で皆様に続けていっていただくということは非常にありがたいことだなというふうな形で思いました。

今このコロナ禍において、やはり悩みや不安の声を持たれている方々はたくさんいらっしゃるのだと思います。そうした方々の声に耳を傾けて励ましていくってということが、非常に大事なことだと思いますし、自分は一人じゃないんだって、そういうふうにして皆が思えるつながりを地域に広げていくってということが非常に大事なのかなというふうなことを感じますので、見守り電球についても、先ほど緊急通報装置の中に組み込むことがっていうふうなお話もございましたけれども、なかなかやっぱお金がかかる部分になると、現実的には厳しいのかなというふうな形もこう思います。ただ、社協とかで一元的な管理っていうそのことも、お金をかけないで低コストでできるような方法等もあるのではないかなというふうには私は考えますので、先ほど研究をしていくってというようなお話もございましたので、そこら辺を考えながら、見守り状況、人によるもの、また、これからの世の中のI o Tを活用したものになるのか、適宜適切なものを進めていっていただきたいと思います。

3歳児健診においては、人手がかかるっていうふうなお話もございました。暗い部屋ですか、そこを準備しないといけないということもございました。しかし、弱視は子供の50人に1人はいるとされています。その中で、日本眼科医会が今年の5月に公表した調査によると、3歳児健診で屈折検査を行ってる市町村は3割程度にとどまっているということでございます。それもあって、来年度、1台100万円以上する検査用の機器購入の半額を助成する方針ということも打ち出しておりますので、そうしたことも検討していただきながら、本当に子供の未来を守り育てる取組、そこを一番に考えていただけたらと思います。

色覚特性についてでございますけれども、現在、検査をされる方、中学校ではゼロなんだというお話がございました。小学校ではある程度いらっしゃるということで、丁寧な文章を配布してもなおかつっていう部分がございましたけれども、それで、丁寧な文章を出して足りているのかなっていう部分がちょっとひとつ気になる部分でございます。早め早めに対処していただくことで、異常に気づいてという部分はまずあれですけども、気づかない中で自分とは違ったような形で見えてて、例えば信号であつたりとか危険な部分っていうことも考えられますので、そうしたことにも配慮しながら、いろんなことを進めていただけたらと思います。

答弁はいいです。ありがとうございます。

○議長（吉田清孝） いいですか。

○12番（進藤優子議員） はい。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 答弁は結構だというふうな話でございますけれども、もし誤解があればと思ひまして一言お話しさせていただきたいと思ひます。

まず、見守り電球ですけども、確かに設置費そのものは非常に安いでしょうし、例えば本人が緊急通報装置みたいに自分で押さなくても異常のサインが外部のほうにお伝えできるというように非常にメリットがある、その点については私どもも同じ思いを持っております。

ただ、先ほど部長が申しあげましたのは、そのサインを受けたほうでその後の対応をしっかりとやらないと、これはもうサイン幾ら送っても何も意味のないことござい

ますし、そういった点で今の緊急通報装置は、確かにお一人でいらっしゃる高齢者の方が自分でアクションを起こさないとシグナルを送れないわけですが、その後の対応という点では非常に確実だということで、それぞれ一長一短あると思うんです。で、社協のほうでそのサインを受けた対応といいましても、24時間365日と、こういうわけにはいきません。ですから、逆に高齢者の方にそういったものをつけますと、それに余りにも過信してしまって、それに頼りきってしまって、じゃあそれをつけたからもういいんでないかというようなことになってもこれは困る話でございますので、そこら辺のところをうまくミックスできればなというように思っておりますので、そここのところは誤解のないようお願いしたいと思います。

それからもう一点、屈折検査機器の導入でございますけども、議員と思いは同じでございます。機器そのものは100万円ほどというふうに聞いてございますし、仮にそういった機器を導入して、それから暗室みたいなところを整備する、多少のお金がかかるということであっても、それは子供の未来を考えれば、議員がおっしゃったように安いもんです、本当に。逆に言えば、子供たちの目の異常を確実に把握できるとすれば、それは幾らかけてもこれはやらなきゃいけないことだというふうに思っております。

我々が慎重になるというのは、検査をしてデータは出ると。ただ、その判断をするのもまたこれ職員、人間、保健師なわけです。ですから、機器を入れることによってこれまで極めて慎重にやったものが、少し気を緩むというようなことになったらこれ困る話でございますので、そこら辺のところを慎重に、やっぱり導入については検討していこうと。導入自体はすぐできるでしょうけども、それをどう使っていくかということをしっかりできるような体制づくり、これが大事だと思っております。必要であれば、国の補助があろうとなかろうと、ほかの市町村がやってようとやってまいと、やらなきゃいけないことはやるというふうなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田清孝） 12番進藤優子議員の質問を終結いたします。

次に、14番米谷勝議員の発言を許します。14番

【14番 米谷勝議員 登壇】

○14番（米谷勝議員） 皆さん、こんにちは。市民クラブ、米谷勝です。市政に深い

関心を示していただき、傍聴に来ていただき、ありがとうございます。

それでは、通告に従って一般質問させていただきます。

今回は、大きく3点についてお伺いします。御答弁よろしくお願ひいたします。

質問の第1点は、デジタル化による学校の在り方についてお伺いいたします。

今年の夏は、7月の猛暑が特に厳しく、保護者や学校で働く職員などからも、エアコンが設置されたことが教育現場の環境向上に大いにつながったと伺っております。そして、市内小・中学校では、夏休みが終わり、また、学校には児童生徒の元気な声が戻ってきております。新型コロナウイルスの影響を受けることなく、将来の男鹿を担う子供たちからは、勉学や学校生活を充実したものにしていただきたいと思うと同時に、議会や当局が議論を交わすことで、よい学校づくりにつながることを望んでおります。

さて、現在学校では、GIGAスクール構想により児童生徒に一人一台のデジタル端末を配備し、本市においても全児童生徒に配備されたとのことですが、従来の教室用の机では、端末と紙の教科書、ノートを同時に使用して勉強するのが難しく、大型化した新規格の机、さらに電子黒板や大型モニターなど関連機器の配備が進むことで、教室が手狭になることが懸念されます。保護者からもそういった声が聞かれております。私は、新しい時代の学びを実現するため、新たな学校環境を創造する必要があると思います。

GIGAスクール構想によるデジタル端末を有効的に活用できる新たな学校環境の創造への対策についてお伺いいたします。

質問の第2点は、特定健診やがん検診の受診率向上対策についてお伺いいたします。

現在、市民を対象として特定健診やがん検診が実施されております。しかし、各検診の対象者数の捉え方で受診率にはばらつきがありますが、いずれにしても受診率は非常に低い状態にあると思います。

そこで、5点について質問いたします。

初めに、本市の平均寿命について、また、市長が力を入れている健康寿命は何歳くらいなのか、考え方についてお伺いいたします。

次に、本市での個別医療機関を含めた検診の受診率の県内自治体との比較について

であります。

次に、がん検診対象者の市民に受診勧奨をどのように周知しているのかについてであります。

次に、がん検診の受診率向上や検診受診率の正確な把握のため、民間企業や各種団体からの情報収集を行っているかについてであります。

次に、市町村が実施する特定健診やがん検診の予約をインターネットで簡単にできるシステムを県総合保健事業団が導入することだが、本市の参加についてであります。

質問の第3点目は、公共施設の老朽化対策についてお伺いします。

初めに、本市において多くの公共施設がありますが、計画的な老朽化対策は取られているのか。それとも、緊急に必要な補修にとどまっているのか。現状についてお伺いします。

次に、特に橋梁などの道路施設は、平成14年度から5年に一度の点検を国が義務づけていることから、点検状況についてお伺いします。

以上、前向きな答弁をお願いして質問を終わります。

○議長（吉田清孝） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 米谷議員の御質問にお答えします。

御質問の第2点は、特定健診やがん検診の受診率向上対策についてであります。

まず、本市の平均寿命についてであります。県が公表しているデータによれば、男性が79.12歳で県内25市町村のうち17位、女性が85.79歳で20位となっております。

また、健康寿命は、男性が77.61歳で18位、女性が81.70歳で21位となっております。

県内13市のうち、健康寿命の1位が男性では秋田市の79.47歳、女性では鹿角市の83.93歳でありますので、市としましては、それを上回る健康寿命全県一を目指し、健康で自立して生活できる期間を延ばす取組を推進してまいります。

次に、検診受診率の県内自治体との比較と市民への受診勧奨についてであります。

公表されているデータによれば、特定健診は、令和元年度22.5パーセントで県

内25市町村中最下位、また、がん検診は平成30年度データで、胃がん検診が9.9パーセントで21位、肺がん検診が7.7パーセントで20位、大腸がん検診が8.3パーセントで24位、子宮頸がん検診が8.6パーセントで24位、乳がん検診が9.6パーセントで24位であります。いずれも県内の他の市町村と比較して低い受診率となっており、極めて残念な数値であると認識しております。

特定健診は、生活習慣病の発症や重症化を予防する上で大切な健康診断であり、また、がん検診は、がんを早期に発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡の減少につながることから極めて重要な取組であり、今後、特に受診勧奨を強化していく必要があると考えております。

がん検診の受診率の向上に関しては、これまで、集団健診開始前に、各世帯へ日程や検査の詳細を記載した「健診・がん検診ガイド」を受診券と一緒に送付し、健診の案内をしております。

また、広報やホームページへの掲載、防災行政無線での呼びかけのほか、市主催の健康教室や町内会・婦人会の集まりなど様々な機会を捉えて、保健師が検診の必要性について講話を行っております。こうした取組に加え、最近では新たに安全寺地域をモデル地区として、住民に大腸がんの検査容器を配布するなど、地域の特性に合わせた事業を実施しており、その成果を市内全域に普及させていきたいと考えております。

さらに、子宮頸がん・乳がん検診については、対象者へ受診券と一緒に、集団健診や個別検診の案内通知を同封しているほか、大腸がん検診では、前年度の受診者に対して検便検査キットを同封し、継続して受診するような対策も講じております。

これらの取組を着実に実施していくことで、「自分の健康は自分で守る」という意識を全市民に広げ、検診受診率向上につなげてまいりたいと考えております。

次に、民間企業や各種団体からの情報収集についてであります。

市が行っている特定健診、後期高齢者健診、一般健診、各種がん検診については、受診者の数を把握しておりますが、国保以外の保険者が実施する健診等については、個人情報保護の観点から情報の収集は難しいものと認識しております。

今後は、パート、アルバイトなど個人で受診する方を対象に、事業主を通じて市が実施するがん検診を勧奨するなど、少しでも受診率が向上するよう努力してまいります。

す。

次に、秋田県総合保健事業団が導入する特定健診やがん検診のインターネット予約についてであります。

現在、市が行っている特定健診やがん検診は、申込書の提出による事前申込制となっております。

インターネットでの予約については、手軽に予約できる利点があり、受診勧奨にも有効であると思いますので、本市でもぜひ参加したいと考えております。

御質問の第3点は、公共施設の老朽化対策についてであります。

市では、本年3月に策定した「男鹿市公共施設等総合管理計画」の個別施設計画において、対象となる施設ごとに中長期的な視点からマネジメント方針を定め、計画的な保全とライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化等を図ることとしております。

具体的には、各施設管理者が日常点検や定期的な点検・診断を実施し、メンテナンスをこまめに行うことで、劣化の進行による多額の改修費用の発生を回避するとともに、緊急度が高いと判断される不具合を発見した場合は、費用対効果を検証しながら改修・改築などを検討していくものであります。

特に、老朽化の危険性が高い橋梁については、市で管理している205橋を対象に、5年間で一巡するよう年間30から50橋程度を点検しております。

橋梁の健全度は4段階に区分されており、機能に支障が生じていない状況を判定1、支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講じることが望ましい状態を判定2、支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態を判定3、支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状況を判定4としております。

昨年度までの点検結果では、判定1が58橋、判定2が132橋、判定3が15橋、判定4はありませんでした。

また、道路舗装については、市道57路線、約122キロメートルを対象に、路面のひび割れ、わだち掘れ、平坦性等の路面性状調査を実施しております。

これらの点検結果により、修繕が必要な橋梁や道路舗装については、国の補助事業等を活用しながら修繕工事を実施しております。

今後とも、定期的な点検・診断を通じて施設の状態を適切に把握しつつ、必要な部材や設備を計画的に修繕・更新するといった「予防保全型の維持管理」を推進し、公共施設の安全の確保と質の高いサービスの提供に努めてまいります。

デジタル化による学校の在り方に関する御質問については、教育長から答弁いたします。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 鈴木教育長の答弁を求めます。鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 教育委員会の所管に係る御質問にお答えいたします。

御質問の第1点は、デジタル化による学校の在り方についてであります。

デジタル化に伴う新たな学校環境であります。本市では、令和2年度において、全小・中学校の全ての児童生徒に対し、タブレット端末の整備が完了しました。

今後、各教室への電子黒板の配置や、タブレット端末に対応した新規格の教室用機の導入等を進めながら、児童生徒の学習環境を整えてまいりたいと考えております。

I C T環境の整備により、1学級の児童生徒数によっては教室に空間的余裕のない状況が発生することから、文部科学省では、十分な教室の広さの確保を含めた「新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方」を検討しております。

本市においては、こうした国の動きも注視しながら、デジタル化の進展に対応した学校施設の充実・強化に向け、鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 再質問ありませんか。14番

○14番（米谷勝議員） 大変細かいところまで答弁していただきまして、本当にありがとうございます。

せっかくの機会ですので、再質問という形で最初の1点目についてですけれども、デジタル化による学校の在り方についてで、先ほど教育長から答弁していただきました。本市でも対応していくとのことでしたけれども、国でも新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方について取り組んでいるとのことでしたが、この国の動きについて何か分かることがありましたら、分かっている範囲内で構わないので教えていただきたいと思っております。

それから、2点目の特定健診やがん検診の受診率向上対策についてであります。

この2点目についても本当に細かいところまで答弁いただき、本当に市長の健康増進に努めているんだなということを感じました。

それで、健康寿命の1位が男性が79.47歳、女性は83.93歳、それを上回る健康寿命全県一を目指して、健康で自立して生活できる期間を延ばす取組を考えてるようですが、それらの取組について伺いたいと思います。

それから、私ちょっと医療費のことについて調べただけでも、医療費。令和2年度、令和元年度と比べると、多少なりとも下がってるんですね。やはり健康の健診のための受診率は低いんですけども、その対策が非常に市民に浸透しているんじゃないかなということを感じました。

それで、病気の早期発見・早期治療のため、特に生活習慣予防の保健事業にどのように取り組んでいるのかなということをお聞かせください。あ、保健の指導ですね、保健の指導、事業の指導について。

それから、3点目なんですけども、公共施設の老朽化対策についてということで、対策について答えていただきましたけども、男鹿市の公共施設等総合管理計画に基づいて進めていると思いますけども、計画の策定において、減価償却費の計算に関するデータが記載された固定資産台帳、これが一番の不可欠なものとは私はいつも思ってるんですけども、これを活用することによって資産の価値が明確になり、改修によって施設を長持ちさせたほうがよいか、それとも思い切って廃止や統合といった選択をしたほうがよいか、判断基準を明確にすることができます。施設の状況が分かる情報を整備していくべきであると考えますけれども、市長の見解を伺いたいと思います。

それから、橋などの道路施設の点検状況についても細かく説明をいただきました。橋梁と道路施設は国の補助事業を活用して点検されてると思いますけども、早期に措置を講ずべき状態と判定された橋梁、道路についてはどのような箇所なのか、お伺いします。

それと併せて、国の事業を活用するようですが、補助率についてもお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

私からは、受診率向上のところ、健康寿命を延ばす取組についてということをごさいました。

まず健康寿命を延ばすということですが、これはまずもって自分の健康状態を知ることが第一歩になると考えております。ですので、やはり市が行う特定健診でありましたり、がん検診を積極的に受診していただいて、まずは現在の自分の健康状態を知っていただくと。そこからいろいろな方策が打てるのではないかと考えているところがございますので、まずこの健診の受診率を高めていきたいというふうに考えているところがございます。

また、保健指導をどのように行っているかということをごさいましたけれども、これは健診のときに保健師さんが保健指導を行っております。また、健康教室等、市ではいろいろな教室を行っておりますので、そういった場を通して保健指導に努めているところがございますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（吉田清孝） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 再質問にお答えいたします。

このたび、文部科学省のほうで公表しました新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方の中間報告によりますと、主に公立小・中学校を念頭に増築による拡大が提案されております。また、少子化でふだん使わない教室が増えているということ踏まえまして、壁を取り払って教室と教室をつなげたり、廊下との境をなくして広めに使ったりするといったことも例示されております。また、教室等の改修ができない場合は、教室の後ろのほうにあります児童生徒用のロッカー、これを廊下に出して教室をできるだけ広く確保すると。それから、余った教室を多目的に使えるようにするといったようなことも明示されております。

こういった改修につきましては、予算面でかなりハードルが高くなりますので、文部科学省のほうでは、一斉に進める、一律に進めるということではなくて、多くの学校で今後必要となる老朽化対策と一体で行うということも提案されております。

補助等については、これから明らかになるものと思います。

以上です。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 私のほうからは、公共施設等総合管理計画の策定において、減価償却台帳を整備して、それを役立てたほうがいいのではないかという御質問についてお答えさせていただきます。

この公共施設等総合管理計画の個別計画を立てるに当たりまして、固定資産台帳のほうを整備しております。それを基にこの計画を立てておりますので、そこら辺の考え方というのは反映されているというふうに考えております。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） 私からは、橋梁の維持補修関係について御説明申し上げます。

早期に修繕すべき判定になりました橋梁につきましては、15橋ということで市長から答弁させていただいております。このうち既に修繕済みの橋梁につきましては、今年度予定も含めまして10橋になります。残りの5橋につきましては、来年度、令和5年度実施予定として予定を組んでございます。

それで、どういった橋が残っているかといいますか、危ない橋ということで、その残りの5橋につきましては、町中というよりはちょっと外れたところで、なかなか路線名を言ってもあれですけども、一応そういった橋でございます。

それで、その予算、国の事業のほうですけども、一応国のほうで長寿命化に対応するというので、昨年度から道路メンテナンス事業費補助金という新しい制度が創設されております。それで、橋梁の補修なり点検に関しては、こちらのほうを活用させていただいて現在実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 補助率について。

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） 失礼しました。

補助率ということで、補助率のほうは、道路メンテナンス事業ということで58.85パーセントでございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） さらに質問ありませんか。14番

○14番（米谷勝議員） 3点目の公共施設の老朽化対策のことで、先ほど答弁で、総合管理計画には減価償却費のことも捉えているという話でしたけども、そういう理解でよろしいですか。減価償却費の。計算に関するデータ等がちゃんと網羅されて、それを基に計画立てていると。だからさっき言ったように、判断基準は明確になっているという形で理解してよろしいか、聞きたいと思います。

それともう一つなんですけども、私、何回も話してる、道路と、道路っていうか、橋梁などの道路施設ということだけけども、橋梁などの道路施設。私は橋梁と、それから道路だと思って聞いておる。橋梁などの道路施設。道路施設の中に橋梁も入るんですよ。だからそこをあれして、橋梁と道路について聞きたいんですよ。

それで、さっき言ったように補助率も、道路メンテナンス補修事業についても分かりました。けども、橋については町中でなくてちょっとこう、どっか分からないとこだと。そうじゃなくて、私場所を教えてもらいたかったんですよ。場所というかどこの橋なのかどうか。

それから、道路についても同じなんですよ。緊急にやらなければいけない、どこの道路なのかっていうことを聞きたかったんです。そこら辺についてもう一度お願いしたいと思います。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） 私のほうからは、減価償却関係のところについてお答えさせていただきます。

この計画を組むに当たりまして、固定資産台帳等を整備しておりますが、また一方で公会計システムのほうの考えを持っておりまして、そちらのほうでは減価償却という部分は計算されております。それを基にしたこちらの計画策定ということになりますので、そこら辺のところにつきましては、直接というよりも間接的には網羅されて

いるというふうに考えております。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） お答えいたします。

橋梁ですけれども、路線名ということでお話しさせていただきます。

一つが船越前野・根木線の船越前野2号橋、一つが大沢田・大友線の歩行者自転車二号橋、一つが当田・大沢線の間口2号小橋でございます。あと、神田前・馬生目線の屋敷台橋、一向団地8号線の一向橋ということでございます。なかなか場所のイメージもつかないと思われますので、後ほど資料ということでよろしく願いいたします。

あと、道路の舗装修繕のほうですけれども、かなり数ございまして、一気にその路線を全部やるというわけではなくて、何線かを少しずつという言い方は変ですけれども、予算の範囲内で何メートル、何メートルと少しずつ実施しているというような状況でございます。

それで、この路線としましては、またかなりの数ございますけれども、後ほど資料として……

○14番（米谷勝議員） 緊急にやらなければいけないの、そうあるの。

○産業建設部長（田村力） いや、道路舗装修繕につきましては、それほど緊急と言われるほどのものではございませんけれども、道路の維持管理の中で当然修繕していつてというような感じですので、緊急性という部分では即対応しなければなりませんので、ある程度この道路を維持管理していく上で、計画を持って修繕していくと、そういった考え方でございます。

それで、道路修繕の財源でございますけれども、こちらのほうは以前から社会資本整備総合交付金事業で実施しております。あと、石油貯蔵施設立地対策交付金、こちらのほう、今まで修繕維持管理に関しては対象となっておりますけれども、今年度から道路の維持的な部分でも対象になるということで、こちらのほうも今年度から活用しながら修繕にあたっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 48 分 休 憩

午前 11 時 50 分 再 開

○議長（吉田清孝） 会議を再開いたします。

田村産業建設部長

【産業建設部長 田村力 登壇】

○産業建設部長（田村力） お答えいたします。

道路の危険、緊急性ということでございますけれども、非常に緊急性の高い部分につきましては即対応ということでございますが、現在その状況調査によって進めている部分につきましては、バス路線や幹線道路等の重要度の高い路線を優先に修繕路線を決めてございます。

これまで船越脇本線、船越払戸線の修繕工事を実施してきております。今年度は姫ヶ沢元浜町線ほか5路線について、測量設計、修繕工事を発注している、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 14番米谷勝議員の質問を終結いたします。

○14番（米谷勝議員） どうもありがとうございました。

○議長（吉田清孝） 午後1時まで休憩いたします。

午前 11 時 52 分 休 憩

午後 0 時 59 分 再 開

○議長（吉田清孝） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、6番佐々木克広議員の発言を許します。なお、佐々木克広議員からは、一問一答方式によりたいとの通告がありますので、これを認めます。

【6番 佐々木克広議員 登壇】

○6番（佐々木克広議員） 政和会所属の佐々木克広です。よろしく願いいたします。

今日傍聴席においでいただきました、男鹿市政に関心をお持ちの方に深く感謝申し

上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。よろしくお願ひします。

まず1番目に、子育て環境、新築公共施設の利用計画と方向方針についての質問です。

男鹿市総合計画に沿った学校統合新築計画が進む中、今回の男鹿市児童施設総合管理計画に基づく新児童福祉施設、保育型認定こども園の新築計画に関し、複合施設化の検討が必要と考えます。なぜなら、これからの男鹿市を支える子供たちの学習支援や生活習慣の修得支援、食事の提供等を実施するためには、第三の居場所づくり等を含めた複合施設としての活用が重要だからです。例えば、共働き家庭の子供が小学生になると、放課後の過ごし方が課題となります。親が帰宅するまでの時間や長い夏休みを子供がどんな環境でどう過ごすのかは、親にとって頭の痛い問題です。保育園時代と大きく変わる生活環境にスムーズに適応できない状況は、小一の壁と呼ばれることもあります。

この状況を解消する上で、放課後児童健全育成事業の存在は共働き家庭にとって心強いのですが、その種類や特徴は、自治体や運営者によって様々です。財政基盤が盤石と言えない男鹿市において、公共施設の新築を含む事業には、財政支援事業や補助金事業の活用が必要と考えます。例えば、国において、内閣府では地域子供の未来応援交付金を設けて、学習支援、生活習慣の修得支援、こども食堂など食事の提供等を含め、地域の資源を生かした子供の貧困対策を支援しています。文部科学省でも、放課後等の学習支援、体験活動支援を行っています。また、厚生労働省では、生活保護世帯を含む生活困窮世帯の子供を主な対象として、地域住民等の協力により、一人親家庭などの子供への生活学習支援事業に取り組んでいます。

国のほかにも、地方自治体において、埼玉県坂戸市では、令和2年度に地域子供の未来応援交付金を活用して、教育部門と福祉部門、関係機関をつなぐコーディネーターを配置しました。このコーディネーターの役割は、就学援助世帯等の児童生徒について、所属する学校等への訪問で状況把握に努めるとともに、必要に応じて福祉部門で実施する支援サービスにつなげます。また、山口県では、やまぐち子ども・子育て応援ファンド、こども食堂特別枠助成事業という施策により、こども食堂の開設費や資質向上のための研修開催費を助成し、地域のこども食堂の拡大を図っています。

これから男鹿市でも、学校給食、食育に共同調理場等、共同加工場のように、年配者の加工品取り入れやB & G子ども第三の居場所補助事業等の利用拡大の検討も必要と考えます。

そこで質問いたします。

まず質問1として、伊徳所有地内に建設予定の児童福祉施設、保育所型認定こども園に伴う複合利用計画及び各補助利用、B & G子ども第三の居場所等の検討内容と方向性について伺います。

次に、2として、「子供の居場所」における市の教育部門と福祉部門連係の教育委員会主導による計画について伺います。

そして3として、共同加工場の利用に向けた年配者の加工品取り入れ、学校給食計画、食育との関わり方と方針について伺います。

次に、2番目の項目として、SDGs 11・まちづくり、公共施設のバリアフリー化について質問です。

これは国連が分野別に17の持続可能な開発目標、SDGsを提唱しています。例えば分野11で、「住み続けられるまちづくり」に関する目標が示されています。この分野に貢献する技術の一つとして、ユニバーサルデザインがありますが、男鹿市総合計画でも整備・推進を掲げています。高齢であっても障害を抱えていても、意識せずに安心して住み続けられるまちづくりを実現するユニバーサルデザインにおいて、公共施設のバリアフリー化は有効と考えます。

現在、男鹿市でどこまで進んでいて、これからの計画はどうなっていくのか、市民の一人として注目しています。例えば、市民文化会館におけるホールや化粧室、市議会本会議場における傍聴席、男鹿駅前広場におけるトイレなどは、車椅子利用者等、本当に障害のある人に対し、動線上に階段等のバリアがあります。ほかにも教育施設や公民館等、災害時避難場所におけるトイレの洋式化もバリアフリー化の一つと考えます。

しかしながら、既存施設にバリアフリー化工事を追加すると、コスト面での負担が大きくなります。これからの新たな公共施設を含めたバリアフリー化の方向性を、男鹿市としてどう考えているのか。高齢化の進む市民の一人として心配しています。

そこで質問いたします。

まず質問1として、新事業における公共施設の車椅子利用者など、歩行に障害を抱えている人の動線確保やトイレの洋式化等、バリアフリー化ガイドライン作成について伺います。

次に、2として、新型コロナ用ワクチン接種会場や災害時避難場所など、既存施設のバリアフリー化工事予定について伺います。

次に、3番目の項目として、SDGs 7・市財政健全化、再生可能エネルギーの外販についての質問です。

さきの質問でも触れましたが、国連は分野別に17の持続可能な開発目標、SDGsを提唱しています。例えば、分野7「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」では、クリーンなエネルギー源の普及に関する目標が示されています。

この分野に貢献する技術の一つとして、「ブロックチェーン技術を用いたP2P（ピアツーピア）電力取引」があります。従来、クリーンなエネルギーの生産者と消費者が地理的に遠い場合、両者を直結するには専用の送電線が必要でした。しかし、新しく開発された技術は、一般の送電網における消費電力に対し、この電力の生産者を証明することにより、クリーンなエネルギーの生産者と消費者との電力取引を成立させます。実際にこの技術を利用した横浜市の電力消費事業者が、秋田県の八峰町ほかで発電された再生可能エネルギーを2020年から購入しています。同様に参加した福島県会津若松市では、市内の風力発電所で発電した電力を横浜市の事業所に提供し、収益の一部が地域活性化資金として会津若松市へ還元されます。この産地証明つき電力取引を活用すれば、市民有志や事業者が男鹿市内で生産する再生可能エネルギーも園芸、農畜産事業を含む市内消費に加え、余剰分の外販により市の財政健全化に資することが可能です。仕事があることによって地域に人が増え、人が増えることで新しい仕事を呼び込むという地域の好循環実現には、男鹿市が企業誘致する上で、環境に優しく、事業資金を獲得しやすい分野を今後優先すべきと考えます。

そこで質問いたします。

まず質問1として、「ブロックチェーン技術を用いたP2P（ピアツーピア）電力取引」など財政健全化策に対する市の方針について伺います。

次に、2として、市内における再生可能エネルギー生産力拡大の可能性について伺います。

最後に、4番目の項目として、コロナ対策、新型コロナウイルスのデルタ株等、新たな変異株への男鹿市の対策についての質問です。

新型コロナウイルス用のワクチン2回接種により、高齢者の重症化リスクが低下傾向です。しかし、最近ではデルタ株など従来株より感染能力が高く、既存ワクチンの効きにくい新たな変異株の出現により、ワクチン接種の遅れている若年層のコロナ感染リスクが高まっています。このため、日本政府や地方自治体では、若年層へのワクチン接種促進や医療体制の強化、まん延防止のための行動規制などに加え、3回目のワクチン接種を含む新たなコロナ対策が検討されています。さらに、抗体カクテルを含む様々なコロナ治療薬の早期普及に期待が集まっています。

男鹿市における今後の接種計画は、基本的な考え方として、12歳から64歳の接種率90パーセントを目指し、11月の下旬までに集団接種のみで終える見込みと伺っています。しかしながら、子供たちへの対応として、これまでの集団接種に加えて、病院や学校、あるいは大型商業施設などでの陽性検査や接種、学校感染や家庭内感染への対応など、きめ細かい施策検討も必要と考えます。

まず質問1として、無症状の感染者早期発見のための抗体検査やPCR検査態勢強化について伺います。

次に、2として、若年層へのワクチン接種促進策含む変異株への男鹿市の対策について伺います。

そして、3として、コロナ禍長期化により困窮を続ける事業者・市民への経済的支援等について伺います。

これら4項目について、市長の答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（吉田清孝） 答弁を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 佐々木議員の御質問にお答えします。

御質問の第1点は、新築公共施設の利用計画と今後の方針についてであります。

まず、新児童福祉施設の複合利用についてであります。このたびの新児童福祉施設は、就学前の子供の利用に特化した施設として計画を進めているところであります。

議員から御提案のあった児童の放課後の居場所づくりとして活用する施設については、基本的に小学校の近くに立地することが適当であることから、現在の小学校との距離を考慮しますと、そうした施設としての整備は考えておりません。

御質問の第2点は、公共施設のバリアフリー化について、まず、バリアフリー化ガイドラインの作成についてであります。

高齢者や障害者等が自由に行動し、安全で快適な社会を実現するためには、バリアフリー化の一層の推進が必要であると認識しております。

現在、公共施設に限らず、一定の規模要件を満たす施設の整備に際しては、平成14年に制定された県の「バリアフリー社会の形成に関する条例」が適用されるとともに、具体の進め方についても、県の施設整備マニュアルが示されております。

本市においても、新たな公共施設の整備に当たっては、この条例及び施設整備マニュアルに基づいて、市街地や公共施設のバリアフリー化を進めてきており、今後ともその方針に変わりはありません。

一方、既存施設については、大規模改修などの機会を捉え、スロープや手すり、トイレの整備などバリアフリー化を推進してきており、引き続き計画的に実施してまいりたいと考えております。

また、今年度改訂予定の公共施設等総合管理計画には、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を盛り込むこととしており、全ての人が利用しやすい施設づくりを目指してまいります。

御質問の第3点は、再生可能エネルギーの外販について、まず、ブロックチェーン技術を用いたP2P（ピアツーピア）電力取引等に対する市の方針についてであります。

ピアツーピア電力取引については、発電事業者と電気使用者が効率的に電気の売買ができる仕組みで、次世代の電力取引システムとして期待されています。

現在、一部で実用化している事業もありますが、その多くは、日本を代表する企業や大学が、それぞれのビジネスモデルを念頭に様々な実証実験を行い、有効性を検証している段階にあります。

再生可能エネルギーの売電は、風車を所有する民間事業者が行い、その収入は当然に民間事業者のものとなり、仮に「産地証明つき電力取引」を実施した場合であって

も、本市の歳入となる部分はありません。また、市内の事業者でない限りは、売電収入に係る税収もありません。

その一方、大規模な再生可能エネルギー設備が設置されることで、地域にとっては、CO₂の低減による環境面での効果のほか、産業や雇用の創出、固定資産税の増収など、地域経済の活性化と自治体の財政健全化への貢献が期待できるものと考えております。

次に、市内における再生可能エネルギー生産力拡大の可能性についてであります。

本市を含む秋田県沿岸は、風力発電の適地とされており、特に洋上風力発電においては、風車の建設からオペレーション、メンテナンスまで洋上での作業が多数あり、それに伴い、船川港の活用が長期的に見込まれ、将来的には関連企業の進出や港湾内での新たな産業の創出等、船川港を起点とした地域活性化が期待されます。

こうしたことから、市としましては、本市を含む秋田県沿岸の洋上風力発電事業のさらなる推進に向け、船川港に近接する「潟上市・秋田市沖」を含む県内2地域の促進区域への早期指定などについて、県や地元関係団体はもちろん、市民の総意の下で要望活動を展開してまいります。

御質問の第4点は、新型コロナウイルスのデルタ株等、新たな変異株への対策についてであります。

まず、無症状の感染者を早期発見するための抗体検査やPCR検査態勢の強化についてであります。現在、デルタ株が全国で猛威を振るっており、県内においても医療機関や事業所等でクラスターが発生するなど、感染の拡大が続いております。

PCR検査については、濃厚接触者など感染した可能性のある方の診断に必要な検査であり、クラスター発生時や最近では緊急事態宣言の対象地域との往来時において、潜在的な感染を特定する極めて有効な手段として広く実施されております。

しかしながら、あくまで検査時点での結果であることから、本市のように市中感染が広がっていない状況の中で、スクリーニング的にPCR検査を実施することは効果的でなく、考えておりません。

なお、本市において、無症状の方がPCR検査を受けることができる医療機関はありませんが、濃厚接触者となった場合の行政検査は指定医療機関等で行っているほか、自費検査については近隣市町村の医療機関や検査センターで受けることができま

す。

また、学校施設や福祉施設での集団感染を防ぐため、希望に応じ県から抗原簡易キットが配布されており、感染症の初期症状が見られた際の感染リスクを確認する手段として活用されております。

次に、若年層へのワクチン接種促進策を含む変異株への対策についてであります。

新型コロナワクチンの接種について、市では、10月末までに対象市民の9割が2回目の接種を終える見通しを立てておりますが、そうした中で、現時点での20代や30代の接種率を見ますと、40代や50代に比べ、やや低い水準にあります。

若者の中には「感染よりも副反応が心配」などの理由で接種をためらう人が一定数おり、若年層の接種率の低さが全国的な課題となっていることから、本市においても、ホームページや広報等を通じ接種勧奨に努めていくとともに、正しい副反応の情報やワクチンの有効性について、改めて周知を行ってまいりたいと考えております。

全国の自治体の中には、抽選で食事券や旅行券を配布したり、料金を割り引いたり、中には車をプレゼントするなどの優遇策を導入し、接種を後押ししている自治体もありますが、本市では基本的に、「自分がワクチンを接種することで、自身の健康を守るだけでなく、身近で大事な人を守る、地域の安全・安心を守ることにつながる」ということを呼びかけていきたいと考えております。

なお、9月から10月上旬にかけての新規予約の受付を本日から開始しておりますが、その中で、若者の接種率向上にもつながるよう、新たに平日夜の接種枠を設けたところであります。

猛威を振るっている変異株に対しては、ワクチンのみに頼らず、これまでの感染拡大防止対策で掲げられている、人との接触を減らすこと、マスクの着用や手洗いの徹底、大人数での会食を控えることなどが有効でありますので、市民の皆様には、いま一度、感染防止対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。

次に、コロナ禍の長期化により困窮を続ける事業者・市民への経済的支援等についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響は、既に1年半以上に及んでおり、本市においても、特に宿泊業、飲食サービス業やその関連事業者の経営に大きな打撃を与え、現在も極めて深刻な状況下にあると認識しております。

こうした中、国や県においては、これまで、事業者の経営を下支えするために、持続化給付金や雇用調整助成金の給付、制度資金の融資など、幅広く対策を講じてきております。

本市においても、国の臨時交付金などを活用し、観光プレミアムパスポート約1万枚の販売による周遊観光の促進や、緊急宿泊支援事業の実施による約3億2,000万円の観光需要の取り込み、プレミアム付商品券4万セットの販売による市内の消費喚起を図っているところであります。

こうした取組によって、市内事業者においては、厳しい環境の中にもありながらも、事業の継続に懸命の努力を続けている状況にあると認識しております。

今般、全国市長会、全国知事会等の要望を受け、国では臨時交付金の追加交付を決定しておりますが、これを受けて県では、売上げが減少している飲食店などの支援策を検討していると伺っております。

市としましては、こうした制度の活用を事業者に促していくとともに、引き続き関係団体と連携し、事業者への聞き取り調査を行うなど情報収集に努め、臨時交付金等を財源に、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、市民への経済的支援については、これまで、個人事業主を含む生活困窮世帯を対象に、「生活困窮者相談窓口」を設け、就職に至るまでの支援を行うとともに、社会福祉協議会を通じて、生活福祉貸付金等の周知や利用の助言などを行ってまいりました。

今年度は、子育て世帯への生活支援策として、低所得の子育て世帯を対象に児童1人当たり5万円を特別給付しているほか、県単独事業として生活応援商品券の支給を行っているところであります。

今年度の市の生活困窮相談窓口への問合せや社会福祉協議会での相談件数を見ますと、それぞれ月に数件にとどまっていることから、現在のところ、各種給付金や生活福祉資金等の活用により、市民の経済状況は何とか持ちこたえられている状況にあると考えております。

しかしながら、コロナ禍が相当長期に及んでおり、今後経済の停滞がさらに長引いた場合は、新たな支援策を検討する必要もあると考えておりますので、経済情勢を注意深く見守ってまいります。

子供の居場所及び学校給食計画の方針に関する御質問については、教育長から答弁いたします。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 鈴木教育長の答弁を求めます。教育長

【教育長 鈴木雅彦 登壇】

○教育長（鈴木雅彦） 教育委員会の所管に係る御質問にお答えいたします。

初めに、「子供の居場所」における市の教育部門と福祉部門連携の計画についてであります。

子供の居場所につきましては、市民福祉部で所管している「放課後児童クラブ」が基本となります。

教育委員会では、「放課後児童クラブ」と連携し、放課後の空き教室等を活用して、地域住民や保護者が子供たちと様々な学習や体験活動等を行う「放課後子ども教室」を市内全小学校で開催しております。

今後も、放課後の子供の居場所づくりとして、活動の一層の充実を図るとともに、「放課後子ども教室」終了後に「放課後児童クラブ」を利用する児童については、確実に引継ぎを行うなど、放課後を安全・安心に楽しく過ごせるよう取り組んでまいります。

次に、共同加工場の利用に向けた年配者の加工品取り入れ、学校給食計画との関わり方と方針についてであります。

学校給食での食材の使用に当たっては、安全・安心な食材であることを基本とした上で、一定数を同時期に納入していただく必要があります。このことから、地域の個人製造者からの購入は難しいことが予想されますが、給食の地産地消の拡大に向け、地元生産者及び加工業者等と検討してまいります。

本市の学校給食の方針としましては、野菜や魚などの男鹿産品の積極的な使用に加え、地元業者が製造しているハタハタフライやコロケ、男鹿産大豆を使った豆腐などの製品の使用回数を増やしていくことを基本としております。

顔が見える地域の生産者と学校給食の結びつきを強めることにより、地域の食文化の維持や食に関する心を育むとともに、本市の「農業」や「漁業」への理解を促進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田清孝） 再質問。6番

○6番（佐々木克広議員） それでは、まず1番目の新築公共施設の利用計画と方針について、新児童福祉施設の複合利用及び各補助利用の検討内容と方向性について、2回目の質問をさせていただきます。

今回の認定こども園というのは、多分、男鹿市児童施設総合管理計画の下に、認定こども園を伊徳の所有地のほうを購入して造っていこうという考え方で進んでいると思います。現段階では、保育所と放課後児童の、教育委員会ではなくて福祉になっていると思いますけども、放課後児童の受け入れ態勢とその施設の関連は、違う施設というような捉え方をしていると思いますけども、新しくこれから建てる建物であれば小・中学校の整備計画、これから統合に伴った整備計画も含めてですけども、子供たち、それから保護者が利便性のいい施設になるような検討、この施設を建てる前に、いろいろな形で意見交換やいろんな意見を集約していると思うんですけども、なかなか一つの形に決まったものしか市民には示されない。逆に言わせると、要望があった時点の二つ三つのものに関して検討して、これは何が駄目で、これは何がよいのかという形の中で、この一点の計画の中にまとまったというような、そういう何か説明の部分が足りないのではないかと感じている次第であります。今回の統合の説明に関しても、説明はあってこれから意見聴取した中で、これからの施設がただの小学校でいいのか、ただの中学校でいいのか、そういう部分を含めて検討した内容がどうだったのかなというのが、まあ分かりにくい。今回の認定こども園は、認定こども園にすることによって幼児教育の部分が緩和されるということで、そういう形をとっていると思いますし、保育所統合のときもそういう部分が保護者を含めてもう今の時代は必要なので、そういう部分を含めてそっちの方向に向かっていると。それはそれとして非常によいことだと思うし、皆さん頑張ってそこの部分をやってくれてると思いますけども、今まであった保育所含め、これから新しく造る施設、それから今の学校施設含めて、やはりちょっと新しい視点でそういうものも検討していく時期に来ているんじゃないかなと。

認定こども園の場合ですけども、今の場合は敷地もある程度決まっているし、それなりに大きくすることも今の段階ではちょっと無理なのかなというところもあると思

いますので、今の段階の中で一番いい施設としての計画が必要だとは思いますが。ただ、これからですね、やっぱり子供たちというのは、保育所とか、それから小学校とか中学校とか高校とか別々ですけども、ほとんど一体にしていかなければいけない時代に来ていると思いますし、実際に今回、国のほうで、逆に言わせれば新しい計画でこども庁みたいなのをつくるという方向性が出ている中にも、逆に言わせると、いろいろ今言ったような部分の縦割や、地方自治体、横割の子供の年代に対する分断とかを解消したいという思惑で、これからどこが担当するかも、まあ教育委員会が一本で教育の部分に関してやっていくというようなことも含めて向かっていくと思いますので、これから今の認定こども園の中に、今回私が提案しましたB&G、男鹿もB&Gで体育館やプールを建ててるとは思いますけども、B&Gの子供の第三の居場所の部分のその補助、かなりの部分を施設に対して補助してるわけですよ。こういうものがこう附属として、今回まず認定保育園ではできないとすれば、これ、後の小学校造るときとかいろんな部分で、これから子供たちがどういうふうに過ごしていったほうが適切なのかを検討する機会というのは、今のところ、男鹿市でもいろいろな協議会等やってるとは思いますけども、今の段階ではそういう横の連携、縦の連携を含めて、子供の教育に関してやる部分っていう方向性っていうのはどこまであるのか。そして、どの辺まで進んでいるのか、分かりましたらちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） お答えいたします。

まず、このたびの船越保育園とそのほか3園を統合して、合計4園で認定こども園を造ると。この計画につきましては、先ほど議員もおっしゃいましたけれども、児童福祉施設総合管理計画の中に位置づけまして、それぞれの施設の老朽化でありましたり、児童数の減少でありましたり、さらには職員の保育士の不足、そういったこともございまして新しい幼児施設を造るという計画でございます。その中であって、複合施設という考えでいきますと、これまで保育園だったものに教育の場も設けまして認定こども園にするという考えでございまして、現在、基本設計の業者選定を進めている状況でございます。

議員おっしゃいます、子ども第三の居場所、こちらについては、対象になるのは小

学生ぐらいの話かなというふうに私見ておりますけれども、まず小学生と保育園の幼児を1か所で何か面倒見るような施設というのは大変難しい話でございまして、体力的にも大きな違いがありますので、一緒にさせておくと、ただ遊ばせておくだけで事故が起こりかねないと、そういった難しさもございまして。これまでも市といたしましては、保育園は保育園で、小学校の子供に対しては放課後児童クラブということで、それぞれの居場所と申しますか、学校が終わった後の居場所は放課後児童クラブということでやってきているわけですが、この子ども第三の居場所というもの、これは何かこれまでの放課後児童クラブとまた違った、全く違う考えに基づいたものであるようでございまして。これについての検討というのは、これまでなされていなかったわけですが、男鹿市内において、子供の第三の居場所が必要であるのかどうか、そういったあたりの調査もまだされていない部分であります。こども食堂というところだけを捉えれば、市内で2か所、こども食堂が営業されております。その利用状況等ちょっとつかんでいないわけですが、一体どんな需要があるものか、そういったものはこれから調査してみる価値はあるだろうなというふうに考えます。

で、困っている子供たちをどうするかということにつきましては、要保護・準要保護児童対策協議会というものがございまして、福祉部門と学校部門が一緒になって、いろんな面で困っている子供たちをどうやっていこうかということ協議する場はございまして、今現在はそういったところで連携を取りながら子供たちのことを考えていると、そういった状況でございまして。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） 今の答弁のとおりだと思います。今現状、それでこれから新しい施設によって子供たちの環境がよくなることは間違いなくと思いますし、それに向かってもらいたいとも思います。

ただ、それが、男鹿市の場合でも、財源的な部分で全部が出せるわけでもないというそういう現状の中で、今回みたいなこういうB&G財団のほうの補助でいくと、かなりの何億というお金を補助してくれると。建物を新しく新築することも含め、それから今ある施設を直すことに関しても、そのほかに人件費とかも最初の3年くらいは

見てくれるみたいな、そういうようなものもありますので、やはりいろんな部分で、これは確かに小学1年生対象なので、今の認定こども園の中には取り入れることができない。でも、複合施設としていくときに、一緒にそういうものに関しても、できたんじゃないかなというちょっと期待感がありまして、この質問をしました。

なので、これから小学校、中学校含めて施設に関しては、いろいろな部分でそういうことを考えていく場をつくって、一緒に取り組んでいければなと感じています。

確かに、今回の男鹿市過疎地域持続的発展計画の中にも盛り込まれてると思いますので、いろんな部分でこれをやっていければなと思います。今、認定こども園としてしか動けない状況の中では、やはりそれをきっちりよい施設として運用できるように頑張ってもらえればと思います。

次に、2の子供の居場所における市の教育部門と福祉部門の連係の部分で、教育委員会の主導にという話を2番目にしていますけども、これは、先ほどこども庁の話もしたんですけども、いろんな分野に、3番目の加工場というか給食も一緒に併せて教育委員会も含めての話なので、2番、3番一緒に質問にしたいと思いますけども、私もいろいろなところ分からない部分で、みんな担当が違くと、いろいろな部分で。市長が全体でやるという方向性で動いているんですけども、どこまでその連携が図られるものなのか、実際に見えなくてですね、この児童施設管理計画の中にも関連性はうたわられていますね。ほかの学校、子供たち含めてです。認定こども園を含めて。

それと、この第三次男鹿市食育推進計画っていうのがありまして、それが給食関係の部分を含めて総務企画部企画政策課の担当になっています。で、この中に給食の部分が入っています。食育教室とかいろんな部分で、学校と保育園を結ぶのが食育だというような感じでうたわれている、高齢者まで含めて全体の食育なんですけども、この部分でいくと、先ほど述べてましたこども食堂を含めて、どこまでこういう計画が連携されて、そして、学校の子供たちにどこまで活用できるのかなっていうところがちょっと見えなくてですね、やはり個々に動く部分しかなかなかできないのかなとすごく感じています。それと、第2期男鹿市子ども・子育て支援事業計画っていうのがありまして、これは市民福祉部の担当になっています。でも同じようなことがこの中にも共通で扱われる部分やうたわれてる部分も。子供の居場所づくりという部分で言いますと、やはり教育委員会も関わらないといけないような計画になっています。そうす

るとその部分では教育委員会が主導するのか、この計画が市民福祉部であれば市民福祉部が主導するのか、何かそういうのがはっきり見えてこない。なので、施設を造るときも、そこが一緒になって関わっているのか。それともやっぱり担当だけでも、その後に意見は聞いてるとか、そういう形になっているのか分かりませんが、だから今これから学校、小学校、中学校含めて新たな学校施設を造っていくときに、やはりどこまでそれを取り入れていく、これが教育委員会のお答えなのか、市長、副市長のお答えなのか分かりませんが、ここの部分をどのように捉えて、こう新たな施設。そして、補助的な部分で言わせると、先ほど言ったように部門的に違うし、逆に言わせると、こういうものを造っていくときに、災害の部分。今回も保育所では、避難できるような場所が欲しいと。そして、そういう施設にしてほしいという話もあったと思いますけども、学校造るときにはその部分の補助もありますよね、国の補助の中では。あると思いますけども、そういう災害の部分避難場所としての活用を含めたそういう補助金の利用とか、そういうものができるものなのか。そして、そういうことを検討しているものなのかというところを聞きたいと思うんですけども、それが今回のこの複合施設の部分でのこれからの取組のときに、どこまでそういうことが関わられるのかを知りたいと思いますので、ちょっと答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 佐々木議員から非常に多岐にわたり、それから各いろんな方面から視点から御質問をいただきまして、適当な答弁ができるかどうかちょっと自信ございませんけれども、まず一番大きな議員の懸念といいますか心配は、その子供なり、その幼児なりを対象とする施策、これは国も県も市もそうですけども、いろんなところにまたがっていて、果たしてそれがうまく機能してるのかと。それから、これからそういった施設を建設するなり、事業を実施するに当たって、しっかりと連携プレーを取って行えるのかと。ここら辺が一番のやっぱり大きな御懸念、眼目だと思います。

大本たどれば、仮にそういった懸念なり実際の問題としてそういった事例があるとなれば、やはり一番の大本は国ですね、国のほうが対象の年代何なりに応じて、文科

省から厚労省まで様々なところでそれが関わっているというところがやっぱり大本の一番の問題だと思います。結果的にはそれが県に流れてきて、県のほうでも当然それは部署も違うし、同じ部の中でも課が違うというふうな形で流れてくるということがやっぱり一番の大きなところでないかなと思ってます。

ただ、私はですね、市にあっては、市町村、要するに一番現場に近い自治体にはあっては、仮にそういった担当する部署が複数にまたがっていたり、市長部局と教育委員会という形で違う組織であったりしても、最終的にはここで現場が一つになるんですね。教育現場なり、子育て保育現場が一つになると。現場では、意外とその現場なりの工夫を凝らしてうまくやってるということでないのかなと思ってございます。例えば、御質問なり答弁でお話しましたように、子供たちの居場所づくりのところで、放課後の児童クラブ、これがまず基本的には学校の授業終わった後に引き受けるところでございますけども、これが市長部局のほうでやっておりますけども、それに加えて放課後子ども教室と、私も船越小学校でやってるところ拝見しましたけれども、それが終わってから児童クラブのほうにまた引き継ぐというところが、安全・安心の部分を含めて意外としっかり、意外とは失礼ですけども、しっかりやられてるというように思っております。要は、いろんな部署でいろんな行政をやってるとしても、それが最終的に行政なりサービスなり対象となる子供たちのところで、現場でもってうまくスムーズに支障がなく進んでいけばいいのではないかとこのように思っております。

なかなかそのセクショナリズムもあって、仕事を一本のところを持ってくると。国のほうのように、こども庁のような形にするというのはなかなかすぐにはこれ難しいでしょうけれども、仮に担当する部署が分かれていたとしても、現場のほうでしっかりやるような工夫もしていくことが大事ではないかと思っております。

それから、この後のことですけども、いろんなプロジェクト、今も新しい児童福祉施設という大きなプロジェクトを抱えてございます。進行中でございます。このほかに、形はどうなるにせよ、船越小学校の整備というものが今控えてございます。ですから、そういったところに当たっては、もう既に、教育委員会がまず主体になりますけれども、当然、市長部局の子育て部門も一緒に検討に入っておりますし、この後、ほかの先生方のほうから御質問ありますけれども、跡地利用も含めて、それは一

体的に考えていくというふうなことは常に念頭に置いて、この後の大きなプロジェクトを進めていくということは市の姿勢としてしっかり持っていますので、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） ありがとうございます。副市長からの答弁で、これからはそういう連携も含めて、今も動いてるし、これからもっと強化してもらえるとこの話でしたので、いい方向に行ってもらえればと思います。

もう一点、共同加工場と私うたってましたけども、実際には、今市長が物産の部分では加工場新しく造ってとかってもいろいろ言ってますけども、それ以外に、やっぱり今の男鹿の地域の高齢者の人方がいろんな加工品を今まで作ってきた経緯などがありまして、そういう人たちが、やはりその加工場的なものを利用しながら、秋田県の中でほかの地域ではふるさと納税の返礼品を作ったりもしてる市町村もありますけども、そういう部分を兼用、今回の私がこういう施設を複合したらいいんじゃないかっていうのは、子供たちの食育の部分で、加工場とか地域の高齢者を含めたそういう品々を使っていけるような、そういう取組がやっぱり必要なんじゃないかと。大きい加工場造るのも大切ですけども、今使えるものが加工場としてどういう形になって地域に貢献して、子供たちの食育、地域の食育まで関わることがあればいいのかなと思いますけども、そういう部分の加工品を子供たち、まあ多分、地産地消は前にもうかなり私の子供のときから、ほとんどやってきてるんですけども、やはり品が揃わない、やはりできないという部分がかかなりあったと思います。なので、そういうものを変えていくためにも、やはり地域の作る人方の物産的な部分をやっぱり、市長が今言ってるようなことで加工場含めたそういうものが広がって行って、そういう子供たちに地域の食材が伝わるような、オガーレで今いろいろ出してくれる人たちも増えてきているので、そういう部分も考えてもらえればなと思っていますので、それが、先ほど副市長言ったようなその連携に伴って、地域の子供たちにってもらえるようになればいいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続きまして次の2番目の質問のほうに移りたいと思います。

SDGsのことですけれども、公共施設のバリアフリー化についての答弁をいただきました。確かにいろんな形で進めてきていると思います。先ほど答弁あったよう

に、国の形でとか、いろいろな部分で県からの計画とかを含めて施設に関してもやって、推進施設整備、県のマニュアルに沿ってやってるとは思いますけども、実際に、今男鹿市の中でかなり進んできているとは思いますが、意識的な部分で、何か足りないんじゃないかと。今回の男鹿駅前周辺公園でも、トイレの前って段差ついてましたよね。なので、何かこういう計画と、つくるときに感覚とのずれがあるのかというところを非常に感じて、その辺のところはどうなんでしょうか、ちょっと答弁してもらいたいと思います。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） お答えいたします。

今御指摘のありました箇所というのは、多分、旧バーベキューハウス部分のことかと思いますが、確かに段差はあります。ただ、あの中には障害者の方が使えるトイレがないというところがありまして、で、そういう場合は男鹿駅のほうを使っていただくということになるかと思いますが、いずれ今のあそこの構成の中ではそういうことになっておりますので、あそこの施設全体の中でそこは考えていければというふうに思っておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） 確かにそのとおりなのかもしれませんが、あそこにいた人に、そうすれば駅まで行ってくださいといっても、あまりに分かりづらい。逆に言わせると分かりづらいと思いますし、逆に優しさが足りないと感じまして、やはり使える、やっぱりそういうことを感じて市はやっているんだというような方向性は見せていったほうがいいんじゃないかなと私は感じます。

で、この議場でもですね、そういう部分は今まで男鹿市の場合であれば取組が遅かったと。うちの娘が中学校のとき、バリアフリー施設の発表をするということで、お父さんついていってくれとついていったら、男鹿市になくて、県立球場まで行かなければいけなかったような、そういう野球場は新たな施設でいろいろ揃ってたけども、できなかった。だからやっぱりその頃から遅れていたことは分かるんですけども、今やっていくときに、それがどれくらいかかって、これからのコスト、今あるものの直すコストとかってそういう目算とか出てたら教えてもらいたいと思います。

○議長（吉田清孝） 八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） バリアフリーのコストの面ということではありますが、その前に、まず市が使用しております施設全体を考えていかなければいけないということもございますし、優先順位等々つけていかなければいけないというところもございますので、はっきりしたバリアフリーに係る金額というのは、正直こちらのほうでは持っておりません。ただ、いろいろな施設の改修等の中では、そのバリアフリー化というのは進めるというふうに先ほど市長も答弁しておりますので、その中で経費等を算出しながらやっていくということになろうかと思えます。

以上であります。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） ありがとうございます。これから新しい新築の公共施設等含めて、そういうことを指導していってもらえればと思いますので、その辺よろしくお願いしたいと思います。

それでは、続きまして3番目の項目の再生可能エネルギーの外販についての質問ですけれども、P2P（ピアツーピア）電力取引の件と、それから次の再生可能エネルギー生産拡大のほうですけれども、ほかの地域の資料を見ると、先ほど売れないとか地域に還元できないとかと言ってますけれども、固定資産税くらいっていう話ですけれども、いろんな部分で還元されてますので、やはりもうちょっと検討して、これから再生エネルギーがどういうふうな形になるのかを含めてやはり、ただ単に男鹿は遅れていくんじゃないかという懸念を持っていますので、その部分はやっぱりこれから検討してもらいたいと思います。

いろんな資料を見ると分かると思いますし、トヨタ自動車とかいろんなところでもやっていますし、実際に地域の還元は行われるように、横浜市とか八峰町あたりも、能代も多分そういうふうに向かっているのではないかと思いますので、秋田県の中で男鹿市もやはり遅れないように、そういう取組をしてもらえればと思いますので、新たないろんなこれからの問題の部分だと思いますけれども、再生エネルギーに関してはこれから男鹿市にとっても非常に重要な分野になると思いますので、それでの質問でした。これから検討して協力して遅れないような取組をしていってもらえればなと思

います。

ここでの答弁はいいです。

そうすれば、4番目のコロナ対策ですけれども、デルタ株に伴っていろいろな部分が出てきている中で、いろいろ対策もしてると思います。でも、実際には、昨日も秋田市の穂積市長が、学校とか子供方みんなに検査キットを配るといような、子供いる家庭には配ると。男鹿市はまだ出てないんですけども、これからそういう可能性があるんで、そういうところに行く前に、これやっぱり検討しておいたほうがいいんじゃないかと。出たときの体制。出ないので今のところ必要ないですではなくて、今こんなに増えてくれば、いつ出て、どういう形になるかは分からない部分もかなりあると思いますので、男鹿市の中でこれから小学校とか子供たちの家庭に出たときにどういう対処をするのか。で、その対処をすぐ打てるような体制を一応は計画していくのか。その辺伺いたいと思います。

○議長（吉田清孝） 伊藤市民福祉部長

【市民福祉部長 伊藤徹 登壇】

○市民福祉部長（伊藤徹） コロナ対策についてお答えいたします。

最近本当に全国的にも多いですけども、秋田県内でも感染者が非常に増えておりまして、行政側としては大変警戒している部分でございます。

で、感染者が出たらどうするかということよりも、やはり感染しないことに主眼を置いて市民に呼びかけを行っているところでございまして、やはり基本的に人が密集するようなところは避けるとか、手洗いを励行する、密を避ける、食事も大人数での会食等を行わないとか、そういった基本的な対策を徹底して、まず感染しない努力をしていただくと。それが何よりも一番でございます。

加えてワクチン接種を進めているわけでございますけれども、比較的順調に進んでおります。8月以降、国からのワクチン供給が少し滞りまして、ペースを落としたということはあるんですけども、計画では10月中に全市民の9割が接種できるという計画を組んで進めております。本日、9月11日から11月3日までの予約を受け付けしたところでございまして、まだ予約枠はたくさん残っていると、半分くらい残っております。ということは、ワクチンの接種に関する若い方々の意識というのがやはりまだ十分でないのかなという感じはいたしますので、ワクチンを接種すればコロナ

対策万全というわけではありませんけれども、やはり重症化を防ぐといった意味では非常に重要なものがございますので、せっかく用意したワクチンの接種枠が埋まって、全市民の9割以上の方がワクチン接種してくださるよう、この後も呼びかけてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田清孝） 6番

○6番（佐々木克広議員） 一番にそれが大切な部分で、まだ予約がいっぱい残ってるというところも、やはりできれば皆さんが遅いんじゃないかなという感覚だけが進んでると思いますので、できるだけ早めにやれるようにしてもらいたいと思います。

ただですね、やっぱり学校含め子供たちの家庭は不安を持ってると思います。それを抗原キット、何かあったときに、男鹿市では抗原キットを配ったり、PCR検査を実施できるような環境が整っていますというだけでも、安心感を与えるだろうし、逆に言わせれば、そういう若い人方が受けることによって、子供たちにも影響があるようなそういう部分を処置できるような対策を、これから検討できないものなのかどうか。その辺は予算的な問題もあるのか分かりませんが、秋田市が今増えてるのでやれるのであって、男鹿市は増えないのでそれができないのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（吉田清孝） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 学校なり保育園のところでのキットなりの配布の件でございますけれども、答弁で申し上げておりますとおり、まず少なくとも保育園のほうには県からも簡易キット来てございます。学校のほうには、この後、国のほうから希望に応じて、要すれば感染が非常に危ない状況にあるというようなことで判断されると思いますけれども、国のほうから学校並びに放課後児童クラブのほうにも来る予定になってございますので、そういった点ではお金があるとかないとかでなくて、それから今、感染大丈夫だから当面いいだろうという話でなくて、そういったものについてはしっかりと準備してございますので、どうか先生のほうからも、保護者の皆さん、学校関係の皆さんに、安心してまずは学校でできる感染防止対策をしっかりとやってくださいということをお伝えしていただければというふうに思います。

○議長（吉田清孝） さらに。6番

○6番（佐々木克広議員） ありがとうございます。そういう情報を早めに関係者に伝わるようにしてもらえれば大変ありがたいと思います。私たちもそういうことを伝えていきたいと思ひますし、安心できるような環境づくりにこれからも協力しながらやっていきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（吉田清孝） 6番佐々木克広議員の質問を終結いたします。

○議長（吉田清孝） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

9月6日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、一般質問を行うことにいたします。

本日は、これにて散会いたします。御苦勞さんでした。

午後 2時16分 散 会